

雲南市放課後児童クラブ入会募集について

1. 放課後児童クラブとは

主として保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校就学児童を受入れ対象とします。保護者の就労支援等を目的としつつ、児童に対しては授業終了後や夏休みなどの長期休業期間中に適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図るために設置する施設です。放課後児童クラブに入会するためには、入会要件を満たす必要があります。

【入会要件】

保護者のいずれもが次の要件のいずれかに該当し、かつ放課後等において児童を養育することが困難な場合に放課後児童クラブをご利用いただけます。

- ①就労(育休復帰予定の方を含む)
- ②妊娠・出産／入会期間は出産(予定日)を基準として産前8週(多胎児の場合は14週)の日の属する月から産後8週間を経過する日の属する月の末日まで
- ③保護者の疾病・負傷・障がい
- ④親族の介護・看護
- ⑤災害復旧に従事している
- ⑥就学・職業訓練受講中
- ⑦児童虐待・DV
- ⑧その他、市が特に認める場合

※「求職活動」は入会の要件となりませんので、ご注意ください。

2. 利用の方法

次の2つの利用方法があります。

通年利用	年間を通じて児童クラブを利用いただくことができます。
長期休業限定利用	小学校が長期休業となる間のみ限定して利用いただくことができます。「夏休みのみ利用する」「春休み期間中の4月期のみ利用する」などの利用も可能です。

3. 利用時間・利用料金等

「令和2年度 雲南市放課後児童クラブ一覧」をご覧ください。

※令和2年度から斐伊、三刀屋、かけや児童クラブについて業務委託予定です。

【留意点】

月額制の放課後児童クラブでは、入退会月に限り日割り精算を行います。その他の月については日割り精算を行いませんので利用に際し、ご注意ください。

4. 入会申込み（通年利用／長期休業限定利用共通）

次のとおり利用の申込みを行ってください。

育児休業等から職場復帰される方、その他、年度途中より入会を希望される方についても申込みを受け付けます。ただし、以下の点にご留意ください。

育休等復帰の方 / 円滑な職場復帰を支援するため、年度途中入会のための予約枠確保に努めます。（入会が決まらない場合もあります。）職場復帰日の属する月から入会を希望することができます。

年度途中入会の方 / 4月から通年利用を希望される方の入会を優先しますので、入会が決まらない場合があります。あらかじめご了承ください。

※平成31年度（令和元年度）まで放課後児童クラブをご利用の方も、再度入会申込みをしていただく必要がありますのでご注意ください。

※「長期休業限定利用」の方も同様にお申込みいただけます。

【提出書類】

（共通書類）

①入会許可申請書	全員（児童1人につき1枚必要です。） ※斐伊、三刀屋、かけや児童クラブについては様式が異なりますのでご注意ください。
②入会申込受付票	全員（兄弟等で入会申込みをされる場合、記載内容が同じであれば世帯で1枚の提出で構いません。）

（添付書類）入会要件に応じた書類をご提出ください。兄弟姉妹が保育所等へ入会申込みを行われる場合、書類の重複提出は不要ですので申込みの際、その旨お申し出ください。

③養育を必要とする事由申立書	⑥～⑩までの書類を提出される方
④就労証明書	就労要件の方（会社等にお勤めの方）
⑤自営業・農業等就労申立書	就労要件の方（自営業や農業等に就労している方）
⑥母子手帳の写し	妊娠・出産要件の方
⑦診断書又は各種手帳の写し	疾病・負傷・障がい要件の方
⑧被介護者の診断書又は各種障がい者手帳・介護保険証等の写し	介護・看護要件の方
⑨り災証明書	災害復旧要件の方
⑩学生証の写し又は在学証明書もしくは職業訓練受講の事実を確認できる書類の写し	就学・職業訓練受講中要件の方

※「児童虐待・DV」および「その他、市が特に認める場合」要件の方は状況により個別の判断が必要となりますので、子ども政策課へご相談ください。

【ダウンロード】

雲南市放課後児童クラブ入会手引き

①-1 入会許可申請書（斐伊児童クラブ、三刀屋児童クラブ、かけや児童クラブ用）

- ①-2 入会申請書(その他の児童クラブ用)
- ②入会申込受付票
- ④就労証明書(被雇用者用)
- ⑤就労申立書(自営業・農業用)

【募集期間】

入会時期	期間	入会決定時期(目安)
4月入会	令和元年12月2日(月)～令和2年1月10日(金)	2月中旬
随時入会	都度申込みを受け付けます。	随時

●注意点

先着順ではなく入会選考基準により利用優先度の高い方から入会を決定していきますが、早目に申請書類を提出していただきますようお願いいたします。

募集期間に申し込まれた方でも利用優先度の低い方などは入会決定時期がずれる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【申込先】

○大東町内の下記の児童クラブへの入会をご希望の方は次の通りお申込みください。

入会希望クラブ		申込先
ちゃれんじクラブ	0854-43-6848	希望するクラブへ直接
学童クラブキリカ	0854-43-3129	
うしお児童クラブ	0854-43-3400	

○上記以外の児童クラブへ入会をご希望の方は、次の通りお申込みください。

【令和2年度より新規入会希望の方】

各総合センター市民福祉課または子ども政策課まで。

【平成31年度(令和元年度)から継続入会希望の方】

各総合センター市民福祉課または子ども政策課 および各放課後児童クラブまで。

子ども政策課	0854-40-1044
大東総合センター市民福祉課	0854-43-8162
加茂総合センター市民福祉課	0854-49-8612
木次総合センター市民福祉課	0854-40-1083
三刀屋総合センター市民福祉課	0854-45-9501
吉田総合センター市民福祉課	0854-74-0215
掛合総合センター市民福祉課	0854-62-0056
各放課後児童クラブ	別紙「令和2年度放課後児童クラブ一覧」でご確認ください。

5. 入会選考基準

入会希望者数が放課後児童クラブの入会可能枠を上回った場合は、提出された書類や聞き取り内容に基づき、保護者(父母)の「児童の養育を必要とする事由(基準①)」や「世帯等の状況(基準②)」を判定し、養育の必要度の高い児童から優先的に入会を決定します。

このため、低学年の児童を優先し受入れたり、祖父母がおられる家庭については入会をお断りしたりする場合があります。

また、養育の必要度が高い場合でも、放課後児童クラブに入会枠がない場合には入会を決定できないことがありますので、ご了承ください。

【選考基準】

「令和2年度雲南市放課後児童クラブ入会選考基準表」

6. 放課後児童クラブからのお願い

【傷害保険】

入会決定後は、放課後児童クラブを利用する児童の万一の事故、ケガ等に備え、傷害保険へご加入いただきます。

詳細については、放課後児童クラブからご説明しますが、この手続きがないと放課後児童クラブを利用できませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

【入会要件に変更があった場合など】

入会決定後、入会要件に変更があった場合や放課後児童クラブを利用する必要がなくなった場合などは、「入会許可内容変更届」又は「退会届」の提出が必要となりますので、子ども政策課又は各総合センター市民福祉課まで速やかにご相談ください。

【その他のご依頼】

○就労支援等のための放課後児童クラブです。保護者の勤務がお休みの時は、極力家庭で養育していただきますようご協力をお願いします。

○開所時間、時間内の利用を厳守し、また、勤務終了後は早目のお迎えをお願いします。

○小学校から放課後児童クラブへ下校する場合を除き、施設への児童の送迎は保護者の責任において行ってください。

○児童が健全な生活習慣を身に付けられるよう宿題の時間を設けるなどの工夫をしますが、学習の習熟度を高めることを目的とするものではありませんので、各家庭でも適切な支援をお願いします。

令和2年度雲南市放課後児童クラブ一覧

町名	クラブ名称	運営主体	実施場所	開設時間		延長利用	利用料金	
				平日	土曜日		通年利用	長期休業限定利用
大東町	ちやれんじクラブ 0854-43-6848	私	大東町田中43-9 大東小学校裏	平日	12:00～18:30	有	長期休業期間ごとに料金を設定予定	
				土曜日	7:30～18:00	無	月額料金へ変更予定 延長料金(18:30～19:00 ※土曜日は除く) 500円/回	
				振替休業日	7:30～18:30	有		
				長期休業日	7:30～18:30	有		
学童クラブキリカ 0854-43-3129	私	大東町下阿用684-7 あおぞら保育園 学童棟	平日	14:00～18:00	有	500円/日 250円/半日		
			土曜日	8:00～18:00	無	延長料金(18:00～19:30) 300円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	有	※上記金額にはおやつ代も含まれます。		
			長期休業日	8:00～18:00	有	1,000円/日 500円/半日 (4時間以内400円)		
うしお児童クラブ 0854-43-3400	私	大東町南村275 旧JA雲南海潮支所跡	平日	14:00～18:00	有	延長料金(18:00～18:30) 100円/回		
			土曜日	8:00～18:00	有			
			振替休業日	8:00～18:00	有			
			長期休業日	8:00～18:00	有			
西児童クラブ	私	大東町仁和寺2435-11 西小学校校庭内	平日	14:00～18:00	有	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	有	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	有	延長料金(18:00～19:00) 100円/10分		
			長期休業日	8:00～18:00	有			
加茂第1・第2児童クラブ 0854-49-8355	私	加茂町加茂中1001-4 加茂子育て支援センター内	平日	14:00～18:00	有	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	有	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	有	延長料金(18:00～19:00) 100円/10分		
			長期休業日	8:00～18:00	有			
木次町 きすき児童クラブ 0854-42-1036	私	木次町木次1012-1 木次青少年ホーム内	平日	14:00～18:00	有	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	有	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	有	延長料金(18:00～19:00) 100円/10分		
			長期休業日	8:00～18:00	有			
三刀屋町 斐伊児童クラブ (R2)委託予定 0854-42-5050	公→私 (R2)	木次町里方928-1 斐伊体育館裏	平日	14:00～18:00	無	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	無	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	無			
			長期休業日	8:00～18:00	無			
寺領児童クラブ 0854-42-1188	私	木次町寺領612 寺領小学校体育館内	平日	14:00～18:00	有	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	有	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	有	延長料金(18:00～19:00) 100円/10分		
			長期休業日	8:00～18:00	有			
三刀屋放課後児童クラブ (R2)委託予定 0854-45-5010	公→私 (R2)	三刀屋町古城1-1 文化体育館アスパル隣	平日	14:00～18:00	無	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	無	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	無			
			長期休業日	8:00～18:00	無			
掛合町 かけや児童クラブ (R2)委託予定 0854-62-0056 (掛合総合センター市民福祉課)	公→私 (R2)	掛合町掛合2125-3	平日	14:00～18:00	無	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	無	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	無	※ファミリーセンターと連携した延長 サービスあり 300円/30分		
			長期休業日	8:00～18:00	無			
大東町	ちやれんじクラブ 0854-43-6848	私	大東町田中43-9 大東小学校裏	平日	12:00～18:30	有	長期休業期間ごとに料金を設定予定	
				土曜日	7:30～18:00	無	月額料金へ変更予定 延長料金(18:30～19:00 ※土曜日は除く) 500円/回	
				振替休業日	7:30～18:30	有		
				長期休業日	7:30～18:30	有		
学童クラブキリカ 0854-43-3129	私	大東町下阿用684-7 あおぞら保育園 学童棟	平日	14:00～18:00	有	500円/日 250円/半日		
			土曜日	8:00～18:00	無	延長料金(18:00～19:30) 300円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	有	※上記金額にはおやつ代も含まれます。		
			長期休業日	8:00～18:00	有	1,000円/日 500円/半日 (4時間以内400円)		
うしお児童クラブ 0854-43-3400	私	大東町南村275 旧JA雲南海潮支所跡	平日	14:00～18:00	有	延長料金(18:00～18:30) 100円/回		
			土曜日	8:00～18:00	有			
			振替休業日	8:00～18:00	有			
			長期休業日	8:00～18:00	有			
西児童クラブ	私	大東町仁和寺2435-11 西小学校校庭内	平日	14:00～18:00	有	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	有	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	有	延長料金(18:00～19:00) 100円/10分		
			長期休業日	8:00～18:00	有			
加茂第1・第2児童クラブ 0854-49-8355	私	加茂町加茂中1001-4 加茂子育て支援センター内	平日	14:00～18:00	有	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	有	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	有	延長料金(18:00～19:00) 100円/10分		
			長期休業日	8:00～18:00	有			
木次町 きすき児童クラブ 0854-42-1036	私	木次町木次1012-1 木次青少年ホーム内	平日	14:00～18:00	有	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	有	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	有	延長料金(18:00～19:00) 100円/10分		
			長期休業日	8:00～18:00	有			
三刀屋町 斐伊児童クラブ (R2)委託予定 0854-42-5050	公→私 (R2)	木次町里方928-1 斐伊体育館裏	平日	14:00～18:00	無	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	無	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	無			
			長期休業日	8:00～18:00	無			
寺領児童クラブ 0854-42-1188	私	木次町寺領612 寺領小学校体育館内	平日	14:00～18:00	有	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	有	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	有	延長料金(18:00～19:00) 100円/10分		
			長期休業日	8:00～18:00	有			
三刀屋放課後児童クラブ (R2)委託予定 0854-45-5010	公→私 (R2)	三刀屋町古城1-1 文化体育館アスパル隣	平日	14:00～18:00	無	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	無	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	無			
			長期休業日	8:00～18:00	無			
掛合町 かけや児童クラブ (R2)委託予定 0854-62-0056 (掛合総合センター市民福祉課)	公→私 (R2)	掛合町掛合2125-3	平日	14:00～18:00	無	5,000円/月		
			土曜日★	8:00～18:00	無	★土曜日利用は別途 400円/回		
			振替休業日	8:00～18:00	無	※ファミリーセンターと連携した延長 サービスあり 300円/30分		
			長期休業日	8:00～18:00	無			

※学童クラブキリカ以外の放課後児童クラブでは、上記料金の他、おやつ代を徴収させていただきます。
※開所時間、利用料は現時点のもので、今後変更となる場合があります。

令和2年度雲南市放課後児童クラブ入会選考基準表

基準①: 児童の養育を必要とする事由

			父	母		
居宅外就労 (居宅外自営業を含む)	週5日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週40時間以上)	10	10		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週30時間以上)	9	9		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週20時間以上)	8	8		
	週4日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週32時間以上)	9	9		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	8	8		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週16時間以上)	7	7		
	週3日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	8	8		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)	7	7		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)	6	6		
	週3日以下	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	5	5		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)	4	4		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)	3	3		
居宅内就労 (居宅内自営業を含む)	週5日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週40時間以上)	9	9		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週30時間以上)	8	8		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週20時間以上)	7	7		
	週4日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週32時間以上)	8	8		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	7	7		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週16時間以上)	6	6		
	週3日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	7	7		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)	6	6		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)	5	5		
	週3日以下	1日8時間以上の就労を常態とする(週24時間以上)	4	4		
		1日6時間以上の就労を常態とする(週18時間以上)	3	3		
		1日4時間以上の就労を常態とする(週12時間以上)	2	2		
妊娠・出産(産前産後)	妊娠中又は出産後間が無いこと[産前8週(多胎児の場合は14週)～産後8週まで]		10	10		
両親の疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	入院	入院(1か月以上を要する)		10	10
		自宅内	常時病臥・保育不能		9	9
			保育困難[精神疾病、感染症、その他安静(概ね日中4時間以上就床)]		8	8
	保育やや困難[一般療養]		7	7		
	障がい	身障手帳1・2級又は療育手帳A又は精神障がい1級		10	10	
		身障手帳3級又は療育手帳B又は精神障がい2級		9	9	
身障手帳4級以下又は精神障がい3級		8	8			
親族の介護・看護	同居親族	全部介護・看護		10	10	
		一部介護・看護		7	7	
		全部・一部介護等以外		5	5	
	別居親族	全部介護・看護		7	7	
		一部介護・看護		5	5	
		全部・一部介護等以外		3	3	
災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合		10	10		
就学・職業訓練受講中	就職・事業開始に必要な学校に就学又は職業訓練等を受講している		9	9		
	上記以外の学校等に通学		7	7		
児童虐待・DV			10	10		
その他 保護者不在[離婚(離婚調停中含む)・死亡・行方不明・拘禁・未婚・別居など]			10	10		

基準②:世帯の状況等

生活保護世帯(就労による自立支援につながると判断する場合のみ)	2
ひとり親世帯	2
ひとり親世帯で同居親族・協力者がいない場合	3
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(就労している場合に限る。)	1
虐待又はDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	2
児童が障がい有している場合	2
発達支援の観点(本人の状況又は家庭の状況)から放課後児童クラブへの入会が必要であると認める場合	2
産休・育休満了による就労のため入所を希望している場合	1
兄弟姉妹が既に放課後児童クラブに入会している場合	1
同居の祖父母(65歳未満)が就労していないなど、家庭で保育することができる場合	-3
同居の祖父母(65歳未満)が自営業・農業等の協力者である場合又は内職に従事している場合	-2
同居の祖父母(65歳以上)が就労していないなど、家庭で保育することができる場合	-1
同居の祖父母(65歳以上)が自営業・農業等の協力者である場合又は内職に従事している場合	0
保護者が自営業・農業等の協力者である場合又は内職に従事している場合	-2

基準③:児童の状況

入所する児童が小学校1年生	6
入所する児童が小学校2年生	5
入所する児童が小学校3年生	4
入所する児童が小学校4年生	3
入所する児童が小学校5年生	2
入所する児童が小学校6年生	1

基準④:勤務終了時間

	勤務終了時間帯	週5勤務	週4勤務	週3勤務
居宅外就労 (居宅外自営業を含む)	18:00～	10	9	8
	17:00～17:59	7	6	5
	16:00～16:59	4	3	2
	15:00～15:59	1	0	-1
	14:00～14:59	-2	-3	-4
居宅内就労 (居宅内自営業を含む)	18:00～	8	7	6
	17:00～17:59	5	4	3
	16:00～16:59	2	1	0
	15:00～15:59	-1	-2	-3
	14:00～14:59	-4	-5	-6

基準点数の集計及び入会選考方法

基準①について、父母のうち、いずれか低い方を基準点数として選択します。ひとり親家庭については、得られた点数がそのまま基準点数となります。

基準①による選考を行ってもなお入所枠を超過する場合は、基準②の基準点数を加算し、再選考を行います。それでもなお選考結果が得られない場合は、前記の手順による選考を基準③、基準④の順番に行い入会者を決定します。